

表紙の続き

5月は消費者月間です



消費者月間統一テーマ “消費”で築く新しい日常

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で買いためなど合理的でない消費行動や、心理的に不安定な状態の消費者に付け込む悪質商法などで新たな被害が発生しています。
「今だけ・ここだけ・自分だけ」の消費行動を控え、社会情勢の変化に適切に対応できる力を身に付けましょう。

「巣ごもり消費」に乗じた悪質商法やトラブルに注意!

副業や投資のもうけ話

SNSの広告や求人サイトなどで「無料アプリで稼ぎ放題」「〇万円が〇億円になる投資法」などの言葉に誘われ情報商材を契約したが、広告や説明とは異なりサポートが全くなく、収入も得られない。※情報商材とは副業や投資などで高額な収入を得るためのノウハウと称してネットで販売される情報です。

アドバイス

簡単に高額収入が得られるうまい話は注意。情報商材は契約前に中身を確かめられず、これをきっかけに高額な契約をさせられるケースもある。



気を付けよう

偽ショッピングサイト

有名メーカーの掃除機が格安だったため注文・決済したが届かない。サイトに記載の電話番号にかけると公式サイトから「模倣サイト」だと言われた。

アドバイス

インターネットでの商品の購入は正規のサイトから行う。極端に安い価格には注意。お金や個人情報の搾取が目的の詐欺的なサイトもある。

フィッシング詐欺

SMSに宅配便の不在通知が届き、添付のURLにアクセスし不正なアプリをインストールした結果、同じ内容の偽SMSが多数発信され、身に覚えのない通信料を請求された。

アドバイス

SMSやメールで「不在通知」や迷惑メールが届いても、身に覚えがなければ記載URLには安易にアクセスしない。

フリマサービス

新品と書かれたドライバーを購入・決済したが、届いた商品は新品でない上に壊れていた。出品者に申し出ると「返品を受けるので先に評価してほしい」と言われ、評価したら一切連絡が途絶えた。

アドバイス

フリマサービスは個人間取引のため、トラブルは当事者間での解決が前提。サービスの仕組みや禁止行為を理解して利用する。

定期購入

「お試し価格」「1回限り」と広告にあり、化粧品を格安で購入できるとしたら複数回の購入が条件の契約だった。2回目以降高額な請求が来たが支払えない。

アドバイス

通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されない。注文前に契約内容や返品・解約の条件、販売事業者の連絡先を確認する。

海産物の電話勧誘

産地の事業者から「以前カニを買ってもらった」「コロナで困っているのを助けてほしい」と電話があり承諾したが、よく考えると違う事業者だった。注文をやめようと連絡しているがつながらない。

アドバイス

電話で勧誘されても必要がなければきっぱりと断る。強引に送り付けられた場合には代金は支払わずに、事業者名と連絡先をメモして「受け取り拒否」をする。

送り付け

注文した覚えのない健康食品が送られてきた。宛名は確かに自分だが、代金を支払わなくてはならないのか。

アドバイス

注文していない商品が届いたら家族に確認するなど慎重に対応する。特に代金引換の場合は注意。

知っておきたい豆知識 クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売などで契約後、一定期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約解除ができる制度。支払ったお金は全額返金され、商品の返品費用も事業者が負担します。

クーリング・オフができる取引内容	期間
訪問販売 キャッチセールス、アポイントメントサービス、催眠商法では店舗契約を含む	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供 エステ、美容医療サービス、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	
訪問購入 業者が消費者の自宅を訪ねて、商品の買い取りを行うもの	20日間
連鎖販売取引 マルチ商法	
業務提供誘引販売取引 内職商法、モニター商法	

※インターネット回線などの電気通信サービス契約には適用されません。

はがきの書き方(例)

契約解除通知書

次の契約を解除します。
 契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社 〇〇〇
 〇〇営業所(担当 〇〇氏)
 なお、支払い済みの 〇〇〇〇円 を返金し、
 商品を引き取ってください。
 令和〇〇年〇月〇日
 住所 群馬県太田市〇〇町〇〇番地
 氏名 〇〇 〇〇

※クレジット払いで契約した場合は、クレジット会社にも通知してください。

確認ポイント

- 契約書や申込書を受け取ったか
書面を受け取った日がクーリング・オフ期間の起算日です。書面を受け取っていない場合、期間は始まりません。
- クーリング・オフ期間か
期間内であれば、商品を使用したりサービスを受けたりしていても、原則クーリング・オフができます。書面の記載内容に不備がある場合には、期間を過ぎても可能です。
- 妨害されていないか
うその説明をする、脅して手続きさせないなど事業者からの妨害行為があれば期間は延長されます。
- はがきなどで通知したか
通知の発信日から効力が発生します。特定記録郵便や簡易書留など発信記録が残る方法で販売会社の代表者宛てに送ります。

還付金詐欺に注意!

市役所職員を名乗り「医療費の還付があります。口座とマイナンバーカードの番号を教えてください」という電話が市内のお宅にかかってきています。これは詐欺の予兆電話です。個人情報や口座・資産情報を聞かれても答えないようにしましょう。金融機関を名乗り自宅にキャッシュカードを受け取りに来る、ATMで電話をかけさせ操作を指示するという手口にも注意してください。

消費トラブル、解決のお手伝い 気軽に相談ください!

消費生活センター(市役所2階) ☎0276-30-2220
 相談時間 午前9時～午後4時(土・日曜日・祝日、年末年始を除く)
 緊急の相談は、消費者ホットライン「188」へ!!
 開所している相談窓口をご案内します。